特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の規定に基づき、資格の登録、資格の管理、また登録後の 資格情報の維持管理などの事務を行う。

国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】

■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)

i.資格情報の登録

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii.登録情報の訂正・変更

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取消し

資格保有者について、資格の停止又は取消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv.資格の削除

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。 オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用しない手続が引き続き可能なものとする。 ii.入出金管理

各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii.統計処理·集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.デジタル資格証発行(オンライン)

資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマートフォンやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii.資格証の発行・再発行(紙)

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無)

マイナポータルからのオンライン申請情報を国家資格等情報連携・活用システムにて受け付け、申請情報を都道府県教育委員会が共同で管理する教員免許管理システム(既存システム)に連携する。

既存システムにて申請情報を審査し、不備があれば不備内容を国家資格等情報連携・活用システムに連携する。

審査後、名簿情報を既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに連携し、また、既存の有資格者の名簿についても既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに複製することで、正確な資格情報の管理を行う。

既存システムにおいては、以下の事務を行う。

■資格情報の国家資格等情報連携・活用システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱無) 国家資格システムにて受け付けたオンライン申請の情報を受け取り、審査する。書類不備等があれば 国家資格システムへ連携する。

審査後、名簿情報を既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに連携し、また、既存の有資格者の名簿についても既存システムから国家資格等情報連携・活用システムに複製する。 なお、既存システムでは個人番号を保有しないこととする。

③システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、既存システム(教員免許管理システム)

②事務の概要

2. 特定個人情報ファイル名						
教員免許原簿ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番19の4 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の44の4(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供) 別表第3 項番5の4 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用)、第30条の44の6(附票本人確認情報の利用) 別表第6 項番4					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 項番35【P】 ※未施行					
5. 評価実施機関における	担 当部署 					
①部署	教育局行政部教職員企画課					
②所属長の役職名	属長の役職名 教職員企画課長					
6. 他の評価実施機関						
-						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 又は 神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課免許グル―プ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111					
9. 規則第9条第2項の適用	目					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月7日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年9月7日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 ^変] それぞれ重点項	頁目評価書又は全項	3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項目評価書		
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた入手を除く	。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+分で	·ある	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分で	きある	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	* ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供:	ネットワークシ ス	ステムを通じた提供を	E除く。)	[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	ある	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続	しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて(2) 十分である 3) 課題が残されて(
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	登録はマイナポータル経由でまた、下記の局面で個人情人での確認を行うようにして	での本人からの 情報の取扱いに おり、人為的ミルた個人情報及 情書等の保管	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー)登録のみとしている。 -関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数 スが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 なび本人情報のデータベースへの入力					
9. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内	内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	つれるリスクへで、事務に必要の て不正に使用でな使用等のリスク 行われるリスクラシステムを通フシステムを通フシステムを通	の対策 のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 されるリスクへの対策 スクへの対策 スクへの対策 アへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) はじて目的外の入手が行われるリスクへの対策 はじて不正な提供が行われるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	能な職員の名簿を年度ごとに	こ作成すること のない者(元職	・体認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可で、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策 ・員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリ。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明